平成２４年（フ）第６１号
広島県三原市須波西２丁目24番10号
債務者　新谷　　登
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第６４号
広島県尾道市向東町8888番地39
債務者　ホットショップこと　花咲　幸男
1　決定年月日時　平成24年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第６２号
愛媛県今治市波方町波方甲2066番地　アイランドハウス201号、旧住所広島県三原市須波町1113番地
債務者　辰本　真実（旧姓岸菜）
1　決定年月日時　平成24年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２４年（フ）第６３号
愛媛県今治市波方町波方甲2066番地　アイランドハウス201号、旧住所愛媛県喜多郡内子町内子1275番地
債務者　辰本真由美
1　決定年月日時　平成24年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２４年（フ）第１５５号
高知県土佐市蓮池1396番地２
債務者　上村れい子
1　決定年月日時　平成24年７月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１７号
高知県安芸市花園町４番22号コーポ花園303号室
債務者　藤戸まゆみ
1　決定年月日時　平成24年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２４年（フ）第４３号
福岡県柳川市三橋町江曲109番地　江曲団地２棟７号
債務者　平河　敏雄
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第１９１号
大分市明野西１丁目８番　ＭＲＲ３―205号
債務者　園田　弘子
1　決定年月日時　平成24年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１６９号
岩手県岩手郡雫石町下町東74番地３
債務者　簗場　愛美
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第８５号
福島県郡山市安積町長久保５丁目３番地の４フォークロア安積Ａ―４号
債務者　遠藤いずみ（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第８６号
福島県安達郡大玉村大山字東25番地１
債務者　林　　弘子
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第３９号
石川県能美市下ノ江町甲28　クラージュ203号室、住民票上の住所石川県金沢市窪５丁目237番地
債務者　月間　　紀
1　決定年月日時　平成24年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第４１号
石川県加賀市松が丘３丁目11番地42
債務者　杉原　伸政
1　決定年月日時　平成24年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第４２号
石川県加賀市松が丘３丁目11番地42
債務者　杉原　晶子
1　決定年月日時　平成24年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第１２１号
兵庫県明石市大久保町江井島895番地の１メゾンヒオキ２―Ｃ、前住所兵庫県明石市貴崎５丁目２番８号　八重垣荘１階東端
債務者　中尾　義徳
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第１２６号
兵庫県明石市西明石南町２丁目９番13号　西明石マンション
債務者　野村　昌之
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第１３４号
神戸市西区伊川谷町有瀬143番地の２　県住１―305号
債務者　大園田鶴子
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係